実施方針等に対する質問・意見書

(1)　実施方針等に対する質問

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	回答
1	実施方針	3	2			(6)	特定建設業共同企業体	特定建設工事共同企業体の組成方式は甲型・乙型のいずれもお認めいただけると理解してよろしいでしょうか。	特定建設工事共同企業体の組成方式は甲型、乙型のいずれも可とします。詳細は、入札公告時に示します。
2	実施方針	3	2			(6)	特定建設業共同企業体	建築物の設計・施工を複数の者が担う場合、当該業務を履行する特定建設工事共同企業体を組成することはできますでしょうか。	建設物の設計・施工を複数の者が担う場合、当該業務を履行する特定建設工事共同企業体を組成することを認めます。
3	実施方針	11	3				入札参加者の備えるべき参加資格要件	建築物の設計・施工を特定建設工事共同企業体として行う場合、当該特定建設工事共同企業体の代表企業が各業務の参加資格要件を満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	11	3			(2)	入札参加者の備えるべき参加資格要件 監理技術者の登録	監理技術者の専任配置について、入札参加申請時に資格要件を満たす配置予定監理技術者を複数名提出し、契約締結後に当該提出者の中から監理技術者を選任することはお認めいただけますでしょうか。	入札参加申請時に資格要件を満たす配置予定監理技術者を複数名提出し、契約締結後に当該提出者の中から選任することを可とします。
5	実施方針	11	3			(2)ア(c)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること、とありますが、国土交通省が公表する「監理技術者制度運用マニュアルについて」に則り、専任で配置を要するのは建築工事着工時（仮設工事開始時）からと理解してよろしいでしょうか。	契約締結後に1名を選任し、工事着工時から専任配置をしてください。
6	実施方針	11	3			(2)イ(b)	入札参加者の備えるべき参加資格要件	監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること、とありますが、国土交通省が公表する「監理技術者制度運用マニュアルについて」に則り、専任で配置を要するのはプラント工事着工時からと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。監理技術者の専任配置の時期は、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に基づく取扱いとします。
7	実施方針	23	別紙2				第三者賠償	事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしたにもかかわらず損害が発生した場合は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	実施方針別紙2に示すとおり、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしたにもかかわらず生じた第三者への損害については、本市の負担とします。なお、個別事案における負担の範囲は、事実関係を踏まえ本市と事業者の協議により決定します。
8	要求水準書（案） 添付資料19	14	2	11	2	(9)	配置計画	現焼却工場南側の用地を新工場への搬入道路として使用する予定です。新しい搬入道路は添付資料19に図示のあるロードヒーティングC-2、およびD-1の上に設置します。当該部の着工は2033年の春頃を予定しており、工事に伴いロードヒーティングの撤去を行います。工事開始前にはロードヒーティングC-2、およびD-1の温水循環を現焼却工場側にて遮断いただくようお願いします。	ロードヒーティングC-2およびD-1の温水循環の遮断については、現焼却工場の運転計画および冬期の除雪運用との調整が必要となることから、遮断の時期および方法は施工前に本市と協議のうえ決定することとします。
9	要求水準書（案）	18	2	12	2		地形、地質等	建設予定地の地盤における既往の圧密試験結果のデータがございましたらご提示ください。泥炭層の上に施設建設を行う必要があり、地盤沈下対策等の検討に利用します。	圧密試験のデータはございません。
10	要求水準書（案）	21	1	1	2	(1)-エ14)	発寒融雪槽への各種配管等の設置	現工場から融雪槽への温水供給と復水の配管ルートが分かる資料をご提示いただけないでしょうか。配管口径、地中埋設深さ、敷地境界での取合い方式を明示願います。撤去費用算出、および新工場からの新規配管の敷設計画に利用します。	市道および融雪槽敷地内における温水供給・復水配管のルート等は、以下を参照ください。 「追加資料01_発寒雨水調整池 場内整備工事　参考図面」3頁の地割図および19頁の温水管・電線管埋設敷設図 「追加資料02_発寒融雪槽屋外配管設備工事　参考図面」を参照ください。
11	要求水準書（案）	21	1	1	2	(1)-エ15)	リサイクル保管庫へのインフラ接続	現工場からリサイクル保管庫への各種ユーティリティ（下水、汚水、井水、電力、他）の供給ルートが分かる資料をご提示いただけないでしょうか。地中埋設管の口径、埋設深さ等を明示願います。撤去費用算出、および新工場からの新規配管の敷設計画に利用します。	現工場からリサイクル保管庫への各種ユーティリティの供給ルートは「追加資料06-2_リサイクル保管庫_埋設配管関係図面」を参照ください。
12	要求水準書（案）	30	1	2	2	(1)	搬入出条件	「表2-7 ごみ搬入出車両の想定最大仕様」において、以下の項目が「ー」となっておりますが、現時点で想定される仕様をご教示ください。 ・収集車両（軸距離、最小回転半径） ・焼却灰輸送車両（最小回転半径） ・廃スプレー缶回収車両（全長、全幅、全高、軸距離、最小回転半径） また、メンテナンス車両および薬品搬入車両については事業者提案とされていますが、現施設で使用している車両仕様をご教示ください。	要求水準書　表2－7注釈に記載のとおり、一般的な数値を見込んでください。
13	要求水準書（案）	30	1	2	2	(1)	搬入出条件	灰積出場サイズの詳細検討のため、焼却灰、飛灰処理物搬出車の最小回転半径、および天蓋付きコンテナサイズをご教示ください。	要求水準書表2-7に記載のとおり、No.6（22tダンプ車両）の最小回転半径は7,800㎜、No.7（トラック（天蓋付きコンテナ搭載））は一般的な数値としてください。 天蓋付きコンテナの主要寸法は、長さ6,094㎜、幅2,485㎜、高さ1,870㎜（外法）です。詳細は、追加資料03「焼却灰輸送トラック（天蓋付きコンテナ搭載）参考資料」を参照してください。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	回答
14	要求水準書（案）	40	1	2	8	(3)	表2-13 騒音基準	表2-13騒音基準の数値は、朝・夕は71dB、昼は72dB（環境影響評価準備書の調査地点③の結果より）という理解でよろしいでしょうか。また、新施設寄与分の評価における騒音測定、および、暗騒音測定は発寒破砕工場が稼働中の状態で行う、という理解でよろしいでしょうか。	騒音基準の数値は、調査地点③の結果ではなく、敷地境界最大地点での予測結果となります。 環境影響評価準備書の図7-1-2-6(1)および図7-1-2-6(2)をご確認ください。なお、環境影響評価は下記URLをご確認ください。 新施設寄与分の評価における騒音測定は発寒破砕工場が稼働中、暗騒音測定は発寒破砕工場および新施設が停止中の状態で行ってください。 環境影響評価準備書： https://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/kankyoeikyohyoka.html
15	要求水準書（案）	55	1	4	1		試運転および運転指導	試運転期間中に貴市職員が実施予定とされている「試運転等の一部補助」について、想定する作業内容、および試運転業務の所掌分担をご教示ください。	本市職員が行う「一部補助」は、運転指導を受けながら行う運転操作、監視、点検および灰搬出車両への積込み等の補助、ならびに搬入指導を想定しています。
16	要求水準書（案）	55	1	4	1		試運転および運転指導	運転指導の対象となる貴市職員の想定人数、班編成、勤務時間帯および配置時期について、現時点の想定をご提示ください。	現時点で人員体制が決まっていないことから、現施設と同人数・同体制で想定してください。 人数：72人 班編成：運転班8人×5班、日勤班6人×1班、搬入指導班12人×1班、事務室14人 勤務時間：日勤者8時30分から17時まで、夜勤者16時15分から翌日の9時15分まで。 配置時期：新施設の配置時期については本市と協議のうえ決定しますが、運転指導期間を90日間確保できる時期となります。
17	要求水準書（案）	60	1	5	3		表2-20 引渡性能試験方法	引渡性能試験における騒音・振動の測定点は、環境影響評価準備書13ページの表6-1-2-1の図中の番号①～④であると理解してよろしいでしょうか。	引渡性能試験における騒音・振動の測定地点は、環境影響評価における調査地点を基本とします。
18	要求水準書（案）	68	1	8	1	(20)	完成図書 新施設引渡し時	提出のご指示をいただきました、①整備マニュアル、②点検マニュアルとは、各設備・装置の取扱説明書に記載されている整備・点検に関する内容を抜粋・整理した資料を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、各設備・装置ごとに整備または点検の項目、頻度、判定基準および留意事項等を円滑に確認できる内容としてください。
19	要求水準書（案）	79	1	11	2	(3)	基本設計	基本設計の提出図書の中に「次期破砕工場建設想定図面（次期発寒破砕工場竣工後・発寒破砕工場解体後）」とありますが、次期発寒破砕工場の平面積は現発寒破砕工場と同等と想定し、全体配置図をご提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。次期発寒破砕工場の平面積は現発寒破砕工場と同等と想定し、全体配置図を提出してください。
20	要求水準書（案）	82	1	12	3	(8)	蒸気利用の暖房	「プラットホームに暖房設備を設ける他、・・・必要な諸室（空間）に蒸気による暖房設備を設けること」とありますが、蒸気を熱源とした温水式の暖房設備をご提案してもよろしいでしょうか。蒸気式と異なり熱媒体漏洩の懸念、および漏洩時の被害が少ないという利点があり、費用面でも蒸気式と比較して優位であると考えます。	プラットホームおよび必要な諸室に要求する暖房性能が確保されることを前提に、蒸気を熱源とした温水式暖房設備の提案を可とします。
21	要求水準書（案）	86	1	12	14		工事期間中の見学者対応	工事期間中の見学者対応について、想定されている見学人数と頻度をご提示いただけないでしょうか。また、見学会は休工日に開催されるという理解でよろしいでしょうか。	工事期間中の見学者対応について、現時点で具体的な人数および頻度の想定はありません。実施時期および規模は工事の進捗を踏まえ本市と協議のうえ決定します。なお、見学会の開催日は、工事の安全および工程に支障が生じない範囲で調整することとし、休工日の開催に限定するものではありません。
22	要求水準書（案）	94	2	1	11	(4)オ	地震対策	「プラント設備に係る架構のうち、焼却炉本体を受ける炉体廻りの架構や、重要機器を支持する架構などは、建築の分類と同等以上のレベルの耐震性を確保すること」 とありますが、重要機器は地震時に焼却炉を安全に停止できるものと考え、エコノマイザ、集じん装置、蒸気復水器が該当すると理解してよろしいでしょうか。なお、ボイラの架構は炉体廻りの架構と一体のため、建築の分類と同等以上のレベルの耐震性を確保いたします。	重要機器の選定については、事業者が提案する設備構成に応じて実施設計時に本市と協議のうえ決定してください。
23	要求水準書（案）	106	2	2	5		ダンピングボックス	「添付資料37_現施設参考図面」より、現発寒清掃工場におけるダンピングボックスはシュート部とスライドゲートにより構成され、スライドゲート以外の可動設備はないように見受けられます。本事業でも同様の構成で計画してよろしいでしょうか。	要求水準書に示す機能および安全性が確保されることを前提に、ご質問のとおりの構成とすることを可とします。
24	要求水準書（案）	112	2	2	8	(4)エ	脱臭装置	「脱臭装置は専用室に設けること」とありますが、装置をダイオキシン管理区域に設置しない、かつ活性炭が飛散した場合でも清掃が容易となるようにすることを前提に、専用室の設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。また、弊社実績工場において、設置スペースや活性炭の搬出入作業や清掃の容易さの観点から、脱臭装置をホッパステージ上に設置することを基本としています。装置をホッパステージに設置することについても併せてお認めいただけないでしょうか。	脱臭装置をダイオキシン類管理区域に設置しないこと、活性炭の飛散時にも清掃が容易であること、ならびに搬出入作業の安全性および作業性が確保されることを前提に、専用室の設置要否および設置場所は事業者提案とします。ただし、ホッパステージ等防臭区画内に設置しようとする場合は、本体、送風機等への流入臭気対策を恒久的に講じる必要があることに留意してください。
25	要求水準書（案）	112	2	2	8	(4)カ	脱臭装置	「排気筒（臭突）を設けること」とありますが、脱臭装置停止時の雨水侵入対策を施すことおよび敷地境界の臭気濃度を遵守することを前提に、排気筒（臭突）の設置位置は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書（案）	112	2	2	9		薬液噴霧装置（および殺虫剤）	「本設備は、ごみピットおよび投入ステージに薬剤を噴霧し、防虫を行うために設ける」とありますが、投入ステージの噴霧はダンピングボックスおよびごみ投入扉上部から実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書（案）	117	2	3	3	(4)サ	燃焼装置	「給じん装置および乾燥工程からの落じん物による発火、爆発対策を講じること」とありますが、給じん装置からの落じんには温度が低く発火源が落ちる可能性が著しく低いため、落じんホッパシュートの乾燥帯のように散水設備を設ける必要はなく、落じんが落ちにくい構造とすることで対策を講じているとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。必ずしも散水設備によらない対策とすることは可とします。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	**回答**
28	要求水準書（案）	117	2	3	3	(4)チ	燃焼装置	「焼却炉前スペースにメンテナンス車両が入れるよう通路と天井高さを確保すること」とありますが、焼却炉本体の設置レベルは3F前後となりますのでプラント歩廊上で焼却炉前～炉室用マシンハッチの台車アクセスを確保した上で、本項での焼却炉前スペースとは1F炉室用マシンハッチ前と同義と理解してよろしいでしょうか。また、「メンテナンス車両通行帯の両サイドに幅700㎜以上の安全通行帯を確保すること」とありますが、その必要範囲は、車両進入口～炉室用マシンハッチ（メンテナンス車両停車位置）までの区間を基本と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、安全通行帯の確保は、車両進入口～炉室用マシンハッチ（メンテナンス車両停車位置）～車両出口とします。
29	要求水準書（案）	121	2	4	3		ダスト払い落とし装置	「蒸気によらない新技術（圧力波式、衝撃波式など）を優先して採用すること」とありますが、用役費、発電影響、ドレンアタックによる伝熱管損傷リスク等を総合的に加味してスートブロワの方が優れている場合はスートブロワを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、蒸気によらない新技術を優先して採用してください。ただし、用役費、発電量への影響、ドレンアタックによる伝熱管損傷リスク等を定量的に比較し、スートブロワが総合的に優れることを示した場合は、本市との協議のうえ採用を可とします。
30	要求水準書（案）	126	2	3	9		焼却灰シュート	「本設備は、焼却炉より排出された落じんを炉下コンベヤへ供給するために設ける」とありますが、炉下コンベヤに接続するのは落じんホッパシュートであるため、本シュートは焼却炉より排出された焼却灰を灰冷却装置に供給するために設ける、と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
31	要求水準書（案）	127	2	4	5	(4)オ	ボイラ給水ポンプ	「また、自動切替えが可能なようにウォーミング配管を設けること」とありますが、ウォーミング不要で即時起動可能なポンプ型式を選定する場合、ウォーミング配管は不要と理解してよろしいでしょうか。	札幌市の気象条件（寒冷地）も考慮したうえで、ウォーミング不要の場合、ご提案を可とします。
32	要求水準書（案）	129	2	4	5	(4)オ	脱気器給水ポンプ	「また、自動切替えが可能なようにウォーミング配管を設けること」とありますが、ウォーミング不要で即時起動可能なポンプ型式を選定する場合、ウォーミング配管は不要と理解してよろしいでしょうか。	札幌市の気象条件（寒冷地）も考慮したうえで、ウォーミング不要の場合、ご提案を可とします。
33	要求水準書（案）	130	2	4	8		ボイラ用薬液注入装置	「ローリー車両以外の薬品類等の搬入および希釈溶解作業が容易で、かつ、安全に行えるよう、計画する」とありますが、受入設備構成やそのレイアウトに影響するため、各薬剤（塩酸、苛性ソーダ、ボイラ水処理用薬剤、飛灰用キレート剤）の想定荷姿をご教示ください。	各薬剤の想定荷姿については、塩酸、苛性ソーダはローリー車、ボイラ水処理用薬剤はペール缶相当、飛灰用キレート剤はコンテナ車を想定しています。
34	要求水準書（案）	134	2	4	13	(4)セ	空冷式蒸気復水器	「蒸気復水器を洗浄することを考慮し、蒸気復水器以下の設備に洗浄水がかからないよう適切な場所に排水設備を設ける等必要な措置および対策を講ずること」とありますが、コンデンサヤードに設置するプラント設備については制御盤等の電装品の設置を避けるか、防水仕様とした上で、蒸気復水器の洗浄時はシート養生等で下部の設備を保護し、洗浄水はヤード内の床勾配や排水溝を介して雨水排水として処理する計画としてよろしいでしょうか。	下部設備の防水・養生による保護の提案は可とします。ただし、蒸気復水器の洗浄水は雨水排水として処理せず、排水設備系統へ導き、必要な処理を行ってください。
35	要求水準書（案）	136	2	4	16	(4)ウ	純水装置	付属品に塩酸サービスタンク、塩酸計量槽・・・苛性ソーダサービスタンク、苛性ソーダ計量槽」とありますが、サービスタンクと計量槽で機能が重複するため、計量槽のみ設置し、排水処理設備に設置する貯留槽から直接計量槽に薬剤を供給する提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
36	要求水準書（案）	140	2	5	2	(5)エ	集じん装置	「各室出入口に遠隔操作が可能な排ガス流入閉鎖装置を設けること」とありますが、入口側の開閉装置はダスト堆積により動作不良を引き起こす可能性が高いこと、および、室閉鎖によるろ布破こう時のばいじんの漏えい防止は出口側の開閉密閉ダンパのみで可能であることから、入口側に排ガス流入閉鎖装置は設置せず、出口側のみに排ガス流入閉鎖装置を設置することでろ布以降のクリーンルームのみを複数室とする提案をお認めいただけないでしょうか。 なお、弊社実績工場において、各室の入口側に閉鎖装置を設置しダーティルーム側も分室構成とした場合に各ホッパの縮径部に飛灰が付着し、ブリッジに至る不具合が発生しておりました。入口側に閉鎖装置を設けないことでホッパを共通化でき、ブリッジ対策ともなることも併せてご留意いただければと存じます。	ご提案を可とします。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	回答
37	要求水準書（案）	145	2	6	1	表2-21	余熱利用計画	「「熱量9.0GJ/h（夏季） 16.0GJ/h（春秋季） 24.0GJ/h（冬季）」「蒸気量 4.0～9.0t/h」「0.48MPaG、170℃」とありますが、当該圧力温度におけるエンタルピー2,784kJ/kgによる換算から熱量と蒸気量の関係が読み取れません。 ①「添付資料21_発寒破砕工場基本フロー図」において、各使用先での使用量の記載が「T/H」表記であることから、蒸気量を正とし、熱量は参考と考えてよろしいでしょうか。また蒸気量が正である場合、各季節における蒸気使用量（冷房用熱交換器、RH用熱交換器を除く）は下記と考えてよろしいでしょうか。 ・全季節共通 蒸気防爆用 2.4t/h＋給湯用熱交換器 0.3t/h ＝ 2.7t/h ・夏 冷房用熱交換器 0.5t/h ＋ 全季節共通 2.7t/h = 3.2t/h ・春秋 暖房用熱交換器 2.3t/h ＋ 全季節共通 2.7t/h ＝ 6.0t/h ・冬 エアカーテン用 2.5t/h +暖房用熱交換器 2.3t/h ＋ 場内暖房用 0.5t/h ＋ 全季節共通 2.7t/h ＝ 8.0t/h ②上記①の蒸気量は各設備容量を合計した値であり、添付14の運転実績から実運転における蒸気使用量はこの半分程度と考えられます。①の蒸気量を供給可能な設備とすることを前提に、年間売電量算出条件として、各季節の蒸気使用量を実際の運転実績等から設定いただけないでしょうか。 添付18_発寒破砕工場 運転実績 ・夏 （令和5年度2月9日） ：日最大 2.4t/h、日平均0.7t/h ・春秋（令和5年度6月29日）：日最大 3.0t/h、日平均0.9t/h ・冬 （令和5年度2月9日） ：日最大 3.8t/h、日平均1.8t/h ①の蒸気量に合わせてタービンを最適化した場合、設計条件と実運転の乖離が大きく、実運転での発電の効率が悪くなります。	①ご理解のとおり、「蒸気量 4.0～9.0t/h」を正とし、熱量は参考値とします。なお、季節別の蒸気使用量の内訳は追加資料04-1「発寒破砕工場への蒸気供給量内訳」を参照ください。 ②ご提案を可とします。年間売電量算出条件における発寒破砕工場への蒸気供給量は、実運転実績を踏まえ設定するものとし、2021年度から2025年度までの運転実績に基づき各季節の日平均蒸気使用量を以下のとおりとします。 春秋季 10.9t/日 夏季 6.8t/日 冬季 22.5t/日 なお、季節別の蒸気使用量の実績は追加資料04-2「発寒破砕工場への蒸気供給量 実績集計表（2021-2025）」を参照ください。
38	要求水準書（案）	145	2	6	1	表2-21	余熱利用計画	発寒破砕工場ロードヒーティング用温水について、提示いただいている熱量、温水温度差、流量から水の比熱を用いて換算していると推察しますが、温水に不凍液を添加した場合、比熱が異なります。熱量、温度差は要求仕様のままとし、流量は事業者提案としていただけないでしょうか。	ロードヒーティングには不凍液の使用は想定していません。
39	要求水準書（案）	149	2	6	9	(1)	事業実施区域外余熱利用設備（事業実施区域外電力供給）	新工場から発寒破砕工場への送電開始後（高圧受電切離し後）について、電柱および気中負荷開閉器等の撤去は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書（案）	152	2	6	11		非常用ボイラ	「新施設が災害等で停止するなどの緊急時や全炉休止期間（中間整備期間）などの熱源として用いる」とありますが、非常用ボイラへの給水の補給に使用する純水装置・純水タンク、非常用ボイラへの給水および低圧復水（発寒破砕工場からの戻り）を受ける復水タンクのメンテナンス中は非常用ボイラを稼働できないことをご容赦いただけないでしょうか。※「添付資料18_発寒破砕工場運転実績」より、現発寒清掃工場の全炉休止期間（中間整備期間）とお見受けする令和5年度6/2～6/27において、蒸気供給量は0t/日となっていることから、計画的な全炉休止期間（中間整備期間）には実績上非常用ボイラを稼働していないものと推察しております。	非常用ボイラへの給水・復水系統の装置類がメンテナンス期間中に災害等の発生により新施設が緊急停止した場合は、非常用ボイラを稼働できないことはやむを得ないものとします。 なお、計画的な全炉休止期間（中間整備期間）は非常用ボイラを稼働し、清掃工場および破砕工場の余熱利用設備等に使用しています。このため、非常用ボイラは、発寒破砕工場の給湯用熱交換器および暖房用熱交換器への熱供給を含め、全炉休止期間（中間整備期間）等に必要な熱供給を補完できる容量としてください。
41	要求水準書（案）	152	2	6	11		非常用ボイラ	145頁 表2-21に「また、破砕工場運転実績（添付資料18_発寒破砕工場 運転実績）に示す供給量の日変動および時間変動に対応できるものとすること」とありますが、発寒清掃工場および発寒破砕工場の暖房設備を使用しない季節（夏季、春秋季）や時間帯（夜間）は非常用ボイラ定格蒸発量に対して、需要蒸気量が極めて少なくなるため、非常用ボイラの安定した低負荷運転が困難となる可能性があります。このような場合には非常用ボイラの運転ができないことをお認めいただけないでしょうか。	需要蒸気量が著しく少ない季節・時間帯における非常用ボイラの運転制約については、実施設計時に運用方法を本市と協議のうえ定めることとします。なお、必要な時期に確実に熱供給が可能な計画としてください。
42	要求水準書（案）	152	2	6	11		非常用ボイラ	「発寒破砕工場の給湯用熱交換器および暖房用熱交換器の熱供給を補完できる容量」とありますが、「添付資料21_発寒破砕工場基本フロー図」を参照し、発寒破砕工場側の必要容量は 給湯用熱交換器 0.3t/h ＋ 暖房用熱交換器 2.3t/h ＝ 2.6t/hと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書（案）	160	2	8	1	(6)ニ	煙突	「上部床の雨水は、ルーフドレンおよび硬質塩ビ管の樋を設けて、プラント排水処理設備へ導くものとする」とありますが、上部床の雨水は他の屋根雨水と同様に排水処理が不要な水質と考えられ、排水処理を実施せず下水道放流している実績が多数ございます。排水処理設備容量の適正化を目的とし、公共下水道に放流する計画とすることをお認めいただけないでしょうか。	排水処理は不要とします。公共下水道への放流は雨水流出抑制が必要となります。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	**回答**
44	要求水準書（案）	161	2	9	1	(5)ク	灰冷却装置	「灰冷却装置の排水は排水処理装置へ導くこと」とありますが、高pH・高濃度重金属含有などの特性を持つ汚水であることや発生量も少ないことから、薬品使用量と汚泥発生量の低減、運転時の汚水原水濃度短期変動による運転状態の不安定化を軽減および下水道への重金属類排出リスクを低減するため、ごみピット送りとすることをお認めいただけないでしょうか。変動による運転負荷の低減と用役使用量を低減できるメリットがございます。	ご提案を可とします。
45	要求水準書（案）	169	2	9	13	(4)ウ	薬剤添加装置	希釈水タンクとは混練機における加湿水を貯留するタンクと理解してよろしいでしょうか。その場合、弊社の運営工場においては、タンクレスでの加湿運転の実績が多数あり、問題なく運転可能なため、希釈水タンクの設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	希釈水タンクはご理解のとおりです。希釈水タンクの設置要否はご提案を可とします。
46	要求水準書（案）	170	2	10	1	(1)ク	給水設備	給水設備において、高置水槽からの用水供給における記載がありますが、各給水ポンプを非常用電源に接続するなど、施設の安全・非常時の対応などを考慮したうえで、高置水槽の設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	水道水の断水時にも対応が可能であれば事業者提案を可とします。
47	要求水準書（案）	173	2	11	1	(1)オ	排水処理設備	「排水処理設備に使用するポンプは基本的に槽外ポンプを使用し、」とありますが、槽外ポンプとした場合と比較しプラントレイアウトの有効利用が期待できる場合については、水中ポンプを使用してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、排水処理設備のポンプは基本的に槽外ポンプとしますが、水中ポンプは水質、用途、レイアウトに応じて使用するものとします。
48	要求水準書（案）	173	2	11	1	(1)オ	排水処理設備	「なお、発寒破砕工場の水質については、「添付資料25_発寒破砕工場 流入水の水質」を参照すること」とありますが、発寒破砕工場からのごみ汚水について以下ご教示ください。 ①添付資料25にて、水温、COD、BOD、全窒素のデータをいただいておりますが、SSの分析結果があれば共有いただけないでしょうか。 ②ごみ汚水の処理方式を検討するために、主に発寒破砕工場のどの設備・工程から発生する排水を対象としているのか、ご教示いただけますでしょうか。	①SSデータはありません。 ②追加資料05「発寒破砕工場建設工事 給排水系統線図」を参照してください。
49	要求水準書（案）	178	3	1	1	(2)	計画概要	新工場の受電開始時期は令和15年10月ではなく、工事事業者にて全体工程を勘案し、任意に設定することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に示す受電開始時期は、発寒破砕工場への電力供給および試運転工程を踏まえた本市の想定です。これらに支障が生じないことを工程計画で示すこと、および接続検討申込みにより電気事業者と調整することを前提に、受電開始時期は事業者提案とします。
50	要求水準書（案）	179	3	1	1	(9)	計画概要	「破砕工場への供給電圧は6,600V、設備容量は6,200kVA」とあります。一方、添付資料38-04（破砕工場の単線結線図）では現清掃工場から破砕工場への供給電圧は3,300Vとあります。また、同図では北海道電力からの受電系統で6.6kV→3.3kVに変圧するトランスの容量が3,000kVAとなっています。以上より、新施設から破砕工場への給電は「電圧3,300V、最大容量3,000kVA」が正であると理解してよろしいでしょうか。加えて、現在、北海道電力と破砕工場側が契約されている契約電力量をご教示いただけないでしょうか。破砕側の消費電力量を過大に見込むことで、新施設の受配電がオーバースペックになることを懸念しています。	ご理解のとおり、現清掃工場から破砕工場への供給電圧は3,300V、設備容量は3,000kVAです（添付資料38－04 破砕工場の単線結線図）。また、破砕工場の契約電力量は1,500kWとなります。新施設竣工後、一需要地一受電の原則に従い、破砕工場の単独受電を切り離す予定です。
51	要求水準書（案）	179	3	1	1	(10)	計画概要	リサイクル保管庫への給電計画のため、保管庫側の単線結線図をご提示いただけないでしょうか。	追加資料06-2「リサイクル保管庫_埋設配管関係図面」14頁を参照してください。
52	要求水準書（案）	179	3	1	1	(11)-エ	計画概要	融雪槽への電力・通信ケーブルについて、敷地境界までの地中埋設管の設置は不要でしょうか。融雪槽への温水供給は敷地境界まで配管敷設の指示をいただいています。融雪槽との敷地境界部はロードヒーティングのある新しい搬入道路となるため、竣工後に改めて配管埋設することが困難です。電気系統についても搬入道路敷設前に埋設配管を設置することをご提案します。	工場から融雪槽への電力、通信ケーブルは架空線を想定しています。
53	要求水準書（案）	185	3	1	4	(6)エ、オ	高圧受配変電設備	盤構成について、プラント動力用変圧器、プラント共通動力用変圧器とありますが、電気室が複数あることから、要求水準書のとおりの変圧器構成とした場合、変圧器台数が増える可能性があります。そのため、変圧器構成は事業者にて提案することをお認めいただけないでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとします。ただし、実施設計において電気室の配置上、ご意見のようなケースが生じた場合は協議により、変圧器の構成を見直すことを可能とします。
54	要求水準書（案）	197	3	1	15	(1)ウ	盤の構造	屋内設置盤の保護等級は【IP4X】以上を標準とのことですが、設置環境が良好な中央制御室、電算機室、電気諸室に設置する盤の保護等級はIP2Xを採用することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
55	要求水準書（案）	201	3	2	2	(14)-エ	計画概要 特記事項	本項に記載のある「事業実施区域内の融雪槽熱供給設備の付帯計装機器および信号線等の撤去」は、現焼却工場の解体業務（要求水準書案の第５章）の一環として実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書（案）	206	3	2	4	(3)-ア-7)	計画概要 特記事項	「コンデンサシャッターの開度を監視するために発寒破砕工場に設置された既設カメラを継続監視できること」とありますが、新施設ではシャッター開度をDCS上で確認可能なシステムを検討しています。この場合、既設カメラは撤去・廃棄でよろしいでしょうか。	DCS上の開度表示と実際の開度状態が不一致になる可能性があるため、カメラでの監視を必須とします。既設カメラを継続監視できるようにしてください。
57	要求水準書（案）	208	3	2	4	(3)表2-26	計装機器	ボイラドラム液面計用のカメラは「水冷または空冷」とありますが、設置環境的に問題なければ、防じん型のケースを採用することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	**回答**
58	要求水準書（案）	208	3	2	4	(3)表2-26	計装機器	カメラ仕様に「回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、回転雲台と同等機能をもったドーム型カメラをご提案してもよろしいでしょうか。	回転雲台と同等の監視範囲および機能が確保されることを前提に、ドーム型カメラの提案を可とします。
59	要求水準書（案）	221	3	4	1	(5)ウ	計装用空気圧縮機	「圧縮機の腐食防止のため、冷却水は不凍液を循環冷却する方式とするか、空冷式とすること」とありますが、不凍液を使用した場合、水との比熱の違いによりプラント全体の必要冷却水量が増加します。空気圧縮機以外の機器サイズへも影響を及ぼすため、一般的な腐食防止用の薬剤を使用することをお認めいただけないでしょうか。なお、機器冷却水の凍結対策は冷却水供給対象機器がある部屋の暖房や配管へのヒータ等で実施いたします。	要求水準書のとおりとします。 なお、要求水準書の「圧縮機の腐食防止のため、冷却水は不凍液を循環冷却する方式とするか、空冷式とすること」という文章は要求水準書の記載を冷却水系統全体への要求ではなく、空気圧縮機用の冷却系統のみと考えております。
60	要求水準書（案）	224	3	5	2	(5)カ	雑用空気圧縮機	「圧縮機の腐食防止のため、冷却水は不凍液を循環冷却する方式とするか、空冷式とすること」とありますが、不凍液を使用した場合、水との比熱の違いによりプラント全体の必要冷却水量が増加します。空気圧縮機以外の機器サイズへも影響を及ぼすため、一般的な腐食防止用の薬剤を使用することをお認めいただけないでしょうか。なお、機器冷却水の凍結対策は冷却水供給対象機器がある部屋の暖房や配管へのヒータ等で実施いたします。	要求水準書のとおりとします。 なお、要求水準書の「圧縮機の腐食防止のため、冷却水は不凍液を循環冷却する方式とするか、空冷式とすること」という文章は要求水準書の記載を冷却水系統全体への要求ではなく、空気圧縮機用の冷却系統のみと考えております。
61	要求水準書（案）	224	3	5	3	(5)ア	環境集じん装置	「集じんダストは飛灰貯留槽に搬送すること」とありますが、湿気を含んだ集じんダストによって飛灰貯留槽で固着・閉塞が発生しないよう、環境集じん装置の集じんダストは貯留槽後段に合流させ、混練処理することを標準的な設計としております。集じんダストを適切に混練処理することを前提に、その合流箇所は事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を可とします。
62	要求水準書（案）	224	3	5	3	(5)イ	環境集じん装置	「集じん装置は複数室設けること」とありますが、弊社実績工場においては設備費を抑えつつメンテナンス性が良好な単室構造を採用しており、設置実績も多数ございます。単室構造であっても各所の換気風量の確保や集じん灰のブリッジ等の不具合対策も可能と考えられるため、集じん装置は単室としてご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとし、メンテナンス時の継続使用等を考慮し、複数室を設けることとします。
63	要求水準書（案） 添付資料01	232	4	1	3	(2)-ア	現施設の埋設配管等撤去	添付資料01（測量図）にて上下水道、汚水配管等のルートを提示いただきました。こちらと同様に、事業実施区域内の井水配管、通信線、動力線等の埋設配管のルート（配管径、埋設深さ）が示された資料をご提示いただけないでしょうか。新規設置する地中埋設配管（新計量棟・リサイクル保管庫・融雪槽等へのインフラ供給）と既設埋設配管との干渉回避検討、井水配管の接続切替（既設井戸から移設井戸へ）、解体工事における撤去物量算出等への使用を目的としています。	確認できている埋設配管情報（配管径、埋設深さ、ルート）は以下のとおりです。なお、要求水準書20頁「2.12.6 地中埋設物」に記載のとおり、以下の情報に限らず、既存図面等から推測可能なものは、予期しない地中障害物には該当しないものとします。 ○現発寒清掃工場：追加資料06-1「現発寒清掃工場 埋設配管関係図面」 ○リサイクル保管庫：追加資料06-2「リサイクル保管庫 埋設配管関係図面」 ○西清掃事務所：追加資料06-3「西清掃事務所 埋設配管関係図面」
64	要求水準書（案）	232	4	1	3	(2)-イ	油庫の移設	油庫は工事期間中、仮設倉庫を設置して油脂類を保管する予定です。工事期間中の倉庫をあくまで「仮設」とするため、保管する油脂類は指定数量の倍数合計が1.0を下回るように調整いただくことは可能でしょうか。	指定数量を下回るように調整します。
65	要求水準書（案）	232	4	1	3	(3)-ア	廃止市道関連	「西清掃事務所は貴市にて撤去予定」とありますが、車庫等のその他建築物も同様であると理解してよろしいでしょうか。また、これらの地中工作物もすべて貴市にて撤去予定でしょうか。 貴市が実施される解体完了後に、存置物が発生する場合は存置物の詳細が分かる資料をご提示いただけないでしょうか（基礎解体、杭引抜の有無、残置される地中埋設配管など）。	ご理解のとおり、車庫等のその他の建築物も同様に撤去を予定しております。また、基礎や杭などの地中工作物も撤去予定となります。ただし、敷地外への雨水流出防止のため擁壁や一部の舗装、側溝、集水桝が存置となります。また、ロードヒーティングのヘッダーピットが1か所存置となります。 存置物に関する図面等の資料は現時点で提示できません。
66	要求水準書（案） 添付資料01	232	4	1	3	(3)-イ ウ	廃止市道関連	廃止市道部の上下水配管の切離しに伴う、下水・汚水等の接続先変更工事は発生しないという理解でよろしいでしょうか。添付資料01「測量図」からは現焼却工場のランプウェイ付近にある汚水のマンホールから廃止市道部の下水配管への管接続があるように読み取れます。凡例では「不明」となっていますが、こちらの管接続は上水道配管のような引込み替え工事が必要でしょうか。	現在、使用しておらず接続先変更工事は発生しません。ただし、撤去前に現施設の稼働に支障がないか確認を行ってください。
67	要求水準書（案） 添付資料29	232	4	1	3	(3)-イ ウ	廃止市道関連	2028年度に上水道配管の引込み替え工事を実施する際、添付資料29で示されるルート上の外構・歩道の一部解体・掘削・復旧が必要となります。2028年度に実施する復旧については「仮復旧」の状態とし、解体工事完了後の跡地整備にて当該部の復旧・整備を完了させることをお認めいただけるでしょうか。	仮復旧の期間が長期になるため、実施設計時に関係部署との協議により決定します。
68	要求水準書（案） 添付資料30	232	4	1	3	(3)-ウ	廃止市道関連	「廃止市道部の上下水道配管の切離しは2028年度に貴市水道局にて実施予定」とありますが、切離し後の上下水道配管の撤去工事については事業者にて任意に実施時期を調整することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を可とします。
69	要求水準書（案）	233	4	1	3	(4)-ア、エ	発寒破砕工場計量棟の上屋の撤去	「施工可能期間は6月の中間整備期間（約25日）」とありますが、石綿含有が確認された場合はこの期間内での撤去が困難になる恐れがあります。現焼却工場と同様の石綿含有調査を貴市にて実施の予定はございますでしょうか。	現時点で調査予定はありません。要求水準書のとおり工事事業者が石綿調査等を実施してください。
70	要求水準書（案）	233	4	1	3	(6)-ア	境界部擁壁関連	「発寒破砕工場と更新場所間の擁壁は存置し、やむを得ず撤去する場合は復旧すること」とあります。復旧計画のため既設擁壁の図面・構造計算書をご提示願います。	既設擁壁の図面として、以下を参照ください。 ・追加資料07_西清掃事務所管理棟新築工事 ・追加資料08_西清掃事務所 外柵改修工事

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	回答
71	要求水準書（案）	233	4	1	3	(7)-ア、イ	その他	「都市計画範囲外の案内看板の修正、更新、新設については道路管理者等の関係者と調整の上計画すること」とありますが、現状の看板等の枚数、設置箇所をご提示いただけないでしょうか。	現状、こちらが把握している看板の設置箇所等は以下を参照ください。 ・追加資料09_看板設置箇所
72	要求水準書（案）	241	4	2	1	(3)表2-31	予備品収納倉庫	油脂庫、薬品庫、物品庫、ごみクレーン部品庫等 の必要面積として50㎡との記載がございますが、これは各種倉庫の合計で50㎡程度必要と解釈すればよろしいでしょうか。また、油脂庫は既設工場では屋外設置となっておりますが、推奨される設置場所（屋外または屋内)があればご教示ください。	それぞれ50㎡程度を想定しています。予備品収納庫については、大型の予備品を搬出入できる開口寸法および搬送スペースを確保するとともに、ホイストの設置の要否を本市と協議することとしている点にも留意してください。また、油脂庫の設置場所については、関係法令を遵守し、搬出入および維持管理の作業性ならびに安全性を考慮したうえで事業者提案とします。
73	要求水準書（案）	243	4	2	1	(3)	表2-32 管理棟の建築物に係る諸元	「脱衣室1に洗濯機、流し、物干しを設けること」とありますが、「乾燥室にも乾燥機を置き、物干しを設けること」とあります。どのような使い分けを想定されているのか、ご教示いただけないでしょうか。	特段使い分けは想定しておりません。
74	要求水準書（案）	243	4	2	1	(3)	表2-32 管理棟の建築物に係る諸元	事務室2に関して運用方法（予定使用者、時間帯、使用目的、その他）をご教示いただけないでしょうか。	工場日勤者が日勤時間帯(8時30分～17時00分)にデータ入力などのデスクワークに使用します。
75	要求水準書（案）	245	4	2	1	(6)-ア	共同溝計画	既設共同溝の上部には新工場棟を周回する道路を敷設する計画です。共同溝の不要部について撤去の指示をいただきましたが、撤去可能になる（不要部が発生する）のはインフラ供給の切替（現焼却工場→新焼却工場）完了後となり、新施設の竣工間近となります。この時期から不要共同溝を撤去するためには新しい周回道路の供用を長期間停止し、解体・再掘削・埋戻し・復旧が必要となります。竣工間もない新施設の操業に対する影響が大きいため、新施設周辺の不要共同溝については存置をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書291頁「5.8.3 地下工作物撤去工事」(4)に示す合理的な理由およびア～キの事項を満足する場合、本市との協議により決定します。
76	要求水準書（案）	245	4	2	1	(6)-ア	共同溝計画	現工場周辺の不要共同溝の撤去についても「第2編_5.8.3_(4)項」が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書（案） 添付資料05 添付資料20	245	4	2	1	(6)-ウ	共同溝計画	共同溝内の配管工事に関して、添付資料20に図示のある「取り合い点」を添付資料05の共同溝関連図面他の平面図・立面図の上でも図示いただけないでしょうか。	取合いは、添付資料20に示すバルブ位置で行うことを予定しています。このため、添付資料05の共同溝平面図・立面図への追記は予定しておりません。取合い位置は添付資料20を参照してください。
78	要求水準書（案）	246	4	2	1	(6)-ク	共同溝計画	「共同溝上部に盛土を行う場合や擁壁等を設置する場合には、安全性を十分検討し、必要に応じて補強すること」とございますが、安全性の検討を実施するため、既設共同溝の構造計算書をご提示願います。	既設共同溝の構造計算書は現在提示可能な資料がありません。提示済みの共同溝関連資料を参考に検討ください。
79	要求水準書（案）	247	4	2	2		見学者対応設備等	新施設における見学者対応について、個人来場者等による自由見学対応はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、見学の受入れは予約制を基本とし、個人来場者等による自由見学は想定していません。
80	要求水準書（案）	257	4	3	1	(1)-ケ	土木工事 造成工事	「受入条件を満たした建設発生土は旧駒岡清掃工場跡地での「仮置き」・「受入」ともに無償であり、条件を満たさない建設発生土のみ、関連法令に則り、事業者にて処分を行う」という理解でよろしいでしょうか。 また、旧駒岡清掃工場跡地では季節等に関係なく「仮置き」・「受入」のための発生土搬入が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、受入条件を満たした建設発生土の旧駒岡清掃工場跡地における仮置きおよび受入れは無償とし、条件を満たさない建設発生土は関係法令等に則り事業者にて処分するものです。旧駒岡清掃工場跡地は季節に関係なく搬出入が可能ですが、場内の冬季の除雪は行っておりませんので、必要に応じて除排雪を行って活用してください。 搬入可能な時期および方法については、跡地の利用状況を踏まえ本市と協議のうえ決定してください。 なお、解体工事完了後も管理棟は存置し、豊平・南清掃事務所の管理棟として引き続き利用する予定です。
81	要求水準書（案）	257	4	3	1	(1)-ケ	土木工事 造成工事	「掘削に伴う建設発生土は、解体工事後の埋戻し土等に再利用すること」とありますが、旧駒岡清掃工場跡地に仮置きし、新工場の建設工事（外構・附属建物）の埋戻しに再利用することも可能であるという理解でよろしいでしょうか。また、旧駒岡清掃工場の解体工事は令和13年3月までと認識していますが、解体工事完了後も仮置き場として利用可能でしょうか。	前段はご理解のとおり、旧駒岡清掃工場跡地に仮置きした建設発生土を新工場の埋戻しに再利用することは可能です。また、旧駒岡清掃工場解体工事完了後も仮置き場として活用することを想定しています。
82	要求水準書（案）	257	4	3	1	(1)-ケ	土木工事 造成工事	「建設発生土を埋戻し土として再利用するために敷地外に仮置きする場合、旧駒岡清掃工場跡地（概算距離25km）も活用可能である。」とありますが、仮置き場としての利用可能時期は旧駒岡清掃工場の解体工事完了後の令和13年3月以降と考えてよろしいでしょうか。また、使用場所・使用範囲(堆積量)・養生方法・冬期間除雪体制・工事施設および除雪費用の考え方についてご指示願います。	旧駒岡清掃工場の解体工事期間中の利用も可能です。詳細な利用可能時期は、解体工事の進捗を踏まえ、本市と協議のうえ決定します。 旧駒岡清掃工場解体工事では、令和11年度から埋戻し作業を順次行う想定です。本事業の発生土を旧駒岡清掃工場解体工事の埋戻しに活用する可能性があることに留意してください。なお、詳細は施工者間の調整事項となります。 解体工事完了後の堆積場所の仕様は以下のとおりです。 使用場所：駒岡清掃工場焼却棟および破砕棟の跡地 使用範囲（堆積量）：約20,000㎡ 養生方法：降雨による土砂の流出や乾燥による粉じんの飛散を防止すること（事業者提案） 冬期間除雪体制：場内の除雪は行っていないため、必要に応じて除排雪を行ってください。 工事施設および除雪費用：仮置き場としての使用料金は発生しません。ただし、積込み、積降ろし、養生および場内の除排雪に係る費用は事業者負担となります。 なお、解体工事完了後も管理棟は存置し、豊平・南清掃事務所の管理棟として引き続き利用する予定です。

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	回答
83	要求水準書（案）	258	4	3	1	(2)-エ	山留・掘削	「本工事完了時にはすべての仮設構造物を原則撤去すること」とありますが、こちらの存置に関する取扱いも「第2編_5.8.3_(4)項」に準じるという理解でよろしいでしょうか。また、新工場建設時の山留・掘削の仮設構造物も同様でしょうか。	ご理解のとおりです。新工場建設時の山留め・掘削に係る仮設構造物についても同様の取扱いとします。 存置に関する協議は、新工場建設工事着工までに完了し、計画的に実施してください。 なお、不要な地下工作物はすべて撤去することが原則であることに留意してください。
84	要求水準書（案）	261	4	3	2	(1)イ-4)	外構工事	「表2-38 駐車場利用者別の必要駐車台数」に記載されている「大型バス 2台以上、駐輪場 自転車10台以上、バイク2台以上」が「表2-37 工事期間中の必要駐車台数」には含まれておりません。 現焼却施設を解体し跡地整備が完了するまでの期間は、大型バス駐車場および駐輪場を確保しなくてもよいものと理解してよろしいでしょうか。特に大型バス駐車場のスペースを確保することが困難であり、確認させていただくものです。 また、「表2-39 本市が別途用意する台数」は、該当期間において貴市が用意する台数分を新施設の必要駐車場台数から差し引けるものでしょうか。または新施設駐輪場の必要台数には関わらないものでしょうか。	工事期間中は表2-37に示す台数を確保することとし、当該期間における大型バス駐車場および駐輪場の確保は求めません。また、表2-39に示す本市が別途用意する台数は、新施設に必要な駐車台数には関わらないものです。
85	要求水準書（案）	261	4	3	2	(2)-イ	構内排水設備	雨水流出抑制対策設備については、札幌市雨水流出抑制技術指針に記載のある計算式（Q0＝350×（Ca-0.6）×Ａ）を用いて必要対策量を算出してよろしいでしょうか。また、「対象範囲は事業実施区域」とありますが、事業実施区域全体で対策施設を1か所に集約して設けることでよろしいでしょうか。	札幌市雨水流出抑制技術指針に示す算定方法により必要対策量を算出となりますが、下水道河川局の指示に従い、決定します。また、対策施設の集約についても実施設計時に下水道河川局との協議により決定します。
86	添付資料19						ロードヒーティング敷設図	添付資料19_1ページのロードヒーティング配置図では、事業実施区域_北西側_共同溝の排気塔周辺（西清掃事務所の車庫裏側）に、一部、破砕工場のロードヒーティング範囲と事業実施区域の重複があるように読み取れます。重複部のロードヒーティングは車庫正面のロードヒーティング等と同じく、令和9年までに貴市にて撤去予定であるという理解でよろしいでしょうか。	重複部のロードヒーティングは本事業の撤去範囲です。
87	添付資料5 添付資料20						共同溝内配管	添付資料5-01_13ページ 共同溝断面図にある「No.1復水タンク（破砕へ）」という配管は清掃工場から破砕工場へ向かう低圧蒸気配管のドレン配管であるという理解でよろしいでしょうか。また、共同溝内にある①破砕工場へ向かうドレン配管、②No.1共同溝復水タンク、③No.1共同溝復水ポンプは本事業における撤去・更新範囲外という理解でよろしいでしょうか。焼却工場のブロータンク側へ向かうブロー配管は本事業における更新対象と認識しています。	配管については、調査の上、入札公告時に改めてお示しします。 なお、追加資料10_共同溝内設備の廃止予定箇所（参考）に示す廃止予定箇所は、本事業における共同溝内の更新対象外とします。

(2)　実施方針等に対する意見

No.	資料名	頁	大項目（章）	中項目	小項目	細目	項目名	意見・質問の内容	**回答**
1							全般	実施方針に対する質疑事項の取扱いについて、公告時に公表される質疑対象箇所に変更がない限り、ご回答いただいた内容は入札公告以降も有効としていただけないでしょうか。	今回提出された質問・意見への回答は実施方針段階における回答であり、提出された質問・意見を踏まえて要求水準書等の内容を修正する予定です。 入札公告時には修正後の要求水準書等を公表するとともに、当該資料に対する質疑を改めて受け付けます。したがって、入札参加に当たっては、入札公告時に公表する要求水準書等をご確認ください。
2	実施方針	11	3			(2)ア	入札参加者の備えるべき参加資格要件	(2)ア新施設の建築物の設計・建設を行う者の要件について、設計と建設をそれぞれ異なる者が行う場合、以下の条件案をご検討いただけますでしょうか。 【設計を行う者】 (a)建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (b)札幌市競争入札参加資格者名簿（工事もしくは建設関連サービス）に登録していること。 (c)ダイオキシン類の排出規制が強化された2002年12月1日以降に稼動した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計実績を有すること。 【建設を行う者】 (a)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。 (b)建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。 (c)札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）に工種「建築」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上であること。 (d)ダイオキシン類の排出規制が強化された2002年12月1日以降に稼動した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。	新施設の建築物の設計と建設を異なる者が行うことは可とする。参加条件を整理し、入札説明書へ反映します。
3	要求水準書（案）	89	2	1	1	(2)イ3)	歩廊、階段、点検床等	「取外し可能な手すりの使用は認めない。」とありますが、工事中の溶接削減による安全性向上のため、ボルト止めの手すりをお認めいただけないでしょうか。ボルトには緩み対策を行っているため通常時に緩むことはない一方、メンテナンス時に一時的に外すことは可能であるため、メンテナンス性の向上も期待できます。	マシンハッチの一面は取り外し時の安全対策についても考慮することで、取り外し可能な手摺も可とします。その他のボルトでの据付は原則不可とします。
4	要求水準書（案）	89	2	1	2		防熱・保温	「風道、煙道、配管はカラー鉄板とし」とありますが、屋内の配管はグラスウール保温筒にアルミガラスクロスで表面を仕上げる仕様をお認めいただけないでしょうか。カラー鉄板を用いないことにより保温の脱着が容易になるため、メンテナンス性向上および建設費削減になります。	屋内の配管については、設置環境、耐久性、維持管理性、防火性等を踏まえ、カラー鉄板と同等以上の機能および性能を確保できる場合に限り、アルミガラスクロス仕上げの採用を可とします。
5	要求水準書（案）	19	2	12	5	(1)	用水	LCCに優れる場合、新施設のプラント用水は水質等の観点からも上水のみとすることをご提案したいと考えています。この場合、既設井戸は閉止となるため、井戸閉止から現工場の稼働停止まで、現工場のプラント用水はすべて上水で賄う必要があります。上水費用をLCC検討に含めるため、現焼却工場の井水消費量（日・月・年平均値等）を提示いただけないでしょうか。既設井戸の閉止は2033年の春頃を予定しています。また、既設の上水配管にプラント用水をすべて賄う供給能力があるか貴市にてご確認いただくことは可能でしょうか。	現焼却工場の井水使用量（日・月・年平均）については、追加資料11「上水および井水の使用量」を参照してください。 また、既設上水配管による現工場へのプラント用水の全量供給は可能です。 ただし、現工場と新工場への同時供給はできません。